

# 日本年金機構からのお知らせ

## ご案内

オンライン事業所年金情報サービスは電子証明書をお持ちの事業主の方や社会保険労務士の方も利用できるようになりました

日本年金機構では、毎月の社会保険料額等の社会保険に関する情報や一部の通知をデータで提供する「オンライン事業所年金情報サービス」を提供しています。

これまで、当サービスを利用可能な方は、GビズIDをお持ちの事業主の方のみでしたが、令和7年1月6日から電子証明書をお持ちの事業主の方や社会保険労務士の方も利用可能になりました。

ぜひこの機会にオンライン事業所年金情報サービスをご利用ください。サービスの概要や申し込み方法については、同封のリーフレットをご確認ください。

サービスの詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。



オンライン事業所年金情報サービス

検索

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online\\_jigyousho.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html)

## お知らせ

～全国健康保険協会管掌事業所のご担当者さまへ～  
資格確認書発行にかかる手続き

令和6年12月2日からマイナ保険証に移行したことに伴い、新たに被保険者や被扶養者になる方が資格確認書の発行を必要とする場合は、「被保険者資格取得届」および「被扶養者（異動）届」の「資格確認書発行要否」欄の「発行が必要」の□に✓を入れて申請をすることで、全国健康保険協会から資格確認書が発行されます。

このため、「被保険者資格取得届」および「被扶養者（異動）届」の様式を変更し、「資格確認書発行要否」欄を追加しています。届出の際には、新様式をご利用ください。

新様式は、日本年金機構ホームページをご確認ください。

ホームページ：<https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kounen/tekiyo/hihokensha/index.html>

### ○旧様式で提出する場合の資格確認書発行

旧様式には「資格確認書発行要否」欄がないため、資格確認書を必要とする場合には備考欄にその旨記載（例：資格確認書要）のうえ提出をお願いします。旧様式による資格確認書の発行は、紙申請の場合・電子申請の場合のいずれにおいても令和7年2月28日までの受付で終了予定としておりますので、お早めに新様式に切り替えて頂くようお願いいたします。

### <記入例>

⑮ 該当する項目を○で囲んでください。

備考	1. 70歳以上被用者該当 2. 二以上事業所勤務者の取得 3. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等) 4. 退職後の継続再雇用者の取得 5. その他 ( <b>資格確認書要</b> )
----	--

⑮

備考	<b>資格確認書要</b> ※ 続柄確認済み <input type="checkbox"/>
種別	31

## お願い 短時間労働者の適用拡大＜被保険者資格取得届提出の再確認のお願い＞

令和6年10月からの適用拡大の対象事業所に該当した事業所には、日本年金機構から「特定適用事業所該当通知書」を送付しています。

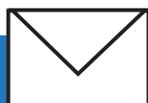
「特定適用事業所該当通知書」が送付された事業所は、加入対象となる短時間労働者がいる場合「被保険者資格取得届」の提出が必要です。短時間労働者の「被保険者資格取得届」の提出状況について今一度ご確認をお願いします。

被保険者資格取得届の提出が必要な方について、届出もれが後でわかった場合、事実発生日にさかのぼった被保険者資格取得年月日で「被保険者資格取得届」の提出が必要となりますので、ご注意ください。なお、保険料は被保険者資格を取得した月分までさかのぼって納付が必要です。

## 注意事項 届書には事業所整理記号・事業所番号を記載してください

各種届書をご提出の際には、「事業所整理記号」「事業所番号」を忘れずに、正確にご記入ください。

※「事業所整理記号」および「事業所番号」は、納入告知書や各種適用関係通知書等で確認することができます。年金事務所にお電話でご照会いただいても、お伝えできませんのでご注意ください。



## 年金だより（茨城版）

### 土浦年金事務所が移転します

#### 【業務開始日】

令和7年2月25日（火）

#### 【移転先】

〒300-0823

茨城県土浦市小松1-3-33 ハトリビル1・2階

#### 【アクセス】

- ◆最寄駅 JR常磐線「土浦駅」
- ◆徒歩 土浦駅東口より1.0km14分
- ◆バス 土浦駅西口より  
キララちゃんバスCコース  
「コープつちうら」停留所 下車徒歩3分  
関東鉄道バス「小松坂下」停留所 下車徒歩3分
- ◆駐車場 有（22台）台数に限りがあるため、公共交通機関のご利用をお願いします。

#### 【電話番号】

029-825-1170（代表）※電話番号の変更はありません。



### 日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



### 日本年金機構公式X（旧Twitter）@Nenkin\_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせ等を随時発信しています。

ぜひフォローいただきご活用ください。

[https://x.com/Nenkin\\_kikou](https://x.com/Nenkin_kikou)

